

### 第3回 新潟県最低賃金専門部会

日 時：令和5年8月4日（金）13時30分～

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館 4階共用会議室

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第3回新潟県最低賃金専門部会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。今日は、委員の皆様全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条第6項の規定によりまして、本専門部会は有効に成立していることをご報告いたします。

本専門部会は公開となっており、本日、2名の傍聴者の方がおられます。

それでは、議事進行について、部会長にお願いしたいと思います。

（部会長）

本日もよろしくお願いたします。

それでは議事に入ります。議題（1）「新潟県最低賃金の改正について」に入ります。最初に、事務局より連絡事項がございましたら、お願いたします。

（事務局）

事務局からご連絡いたします。他局の結審状況は今後情報が入り次第お伝えしたいと思います。今現在、分かっているのが2局あります。一つが福島局Bランクです。改定額が42円、目安との差額プラス2円、改定後の最低賃金は900円ということです。愛知局Aランク。改定額41円、目安との差額はゼロ円、改定後の最低金額が1,027円です。いずれも専門部会における審議状況ですので、今後、手続が未だ確定していないということをご承知おきいただければと思います。

（部会長）

ありがとうございました。

ただいまの説明に関してご質問はございませんか。

それでは、審議に入ります。この場で主張したいことが労使双方で何かございますか。

ないようですので、二者協議に入ります。まず、使用者側委員からお願いいたします。

公使協議の前に打ち合わせする時間は。

（徳武委員）

すぐに結構です。

（部会長）

了解しました。それでは、公使協議から始めたいと思います。事務局、何かございますか。

（事務局）

この後、二者協議の場面となりますので、非公開となります。傍聴者の方はこの場でお待

ち願います。委員の皆様方は控室をご案内いたします。公益委員は3階第3小委員会室、労働者側委員は3階労働基準部長室、使用者側委員は3階審査室がそれぞれ控室となっておりますので、適宜ご利用ください。公使協議を行うということなので、公益委員の方と使用者側委員の方については3階第3小委員会室にご移動願います。

それでは、よろしく願いいたします。

(個別折衝)

(部会長)

それでは、全体会議を再開いたします。

本日は、結論を出すに至りませんでした。

8月7日午前9時半から第4回の専門部会を開催しますので、再度審議をお願いいたします。

今回は最終の専門部会にしたいと思いますので、労使双方、結審できるよう、ご協力をお願いいたします。

委員の皆様、その他何かございませんか。

それでは、議事を事務局にお返しします

(事務局)

今、部会長のご発言のとおり、次回第4回専門部会を8月7日(月)午前9時半から、4階共用会議室で開催いたします。

また、私のほうで終了後に第4回の専門部会の開催通知と出欠確認票を配付いたしますので、×とお名前を書いて机の上に置いていただければと思います。

それでは、第3回専門部会はこれにて終了いたします。大変お疲れさまでした。